本 庁 出先機関

小牧市住基ネット管理運営規程(平成14年小牧市訓令第6号)の一部 を次のように改正する。

令和7年1月9日

小牧市長 山 下 史守朗

題名を次のように改める。

小牧市住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム管理運営規程

第1条中「住基ネット」を「住民基本台帳ネットワークシステム及び附 票連携システム」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 住民基本台帳ネットワークシステム 電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年総務省告示第334号。以下「技術的基準」という。)第1の1に規定する住民基本台帳ネットワークシステムをいう。

第2条第10号を同条第11号とし、同条第9号中「住基ネット」を「住基ネット等」に、「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「住基ネット」を「住基ネット等」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同条第5号中「住基ネット」を「住基ネット等」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「住基ネット」を「住基ネット等」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号中「及び住基ネット」を「並びに住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム(以下「住

基ネット等」という。)」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の 次に次の1号を加える。

(2) 附票連携システム 技術的基準第1の2に規定する附票連携システムをいう。

第2条に次の1号を加える。

(12) 附票本人確認情報 戸籍の附票に記載された氏名、住所(国外転出者である場合は、その旨)、生年月日、性別、住民票コード及びこれらを内容とする特定の個人の本人確認を行うための情報をいう。

第3条第1項中「住基ネット」を「住基ネット等」に改め、同条第2項中「市長公室長」を「福祉部長」に改める。

第4条第1項中「住基ネット」を「住基ネット等」に改め、同条第2項中「市長公室行政改革課長」を「市民窓口課長」に改める。

第5条第1項中「住基ネット」を「住基ネット等」に改め、同条第2項 第1号を次のように改める。

(1) 市民窓口課長

第6条第1項及び第6項第1号中「住基ネット」を「住基ネット等」に 改め、同条第8項中「市長公室行政改革課」を「市民窓口課」に改める。

第7条第1項中「住基ネット」を「住基ネット等」に、「サーバ室及びプリンター室」を「各課サーバ室」に、「市長公室行政改革課長」を「行政改革課長」に改め、同条第2項中「住基ネット」を「住基ネット等」に改める。

第8条中「住基ネット」を「住基ネット等」に改め、同条の表サーバ室 及びプリンター室の項中「サーバ室及びプリンター室」を「各課サーバ室」 に改める。

第10条第1項中「住基ネット」を「住基ネット等」に改める。

第11条第2項中「市長公室行政改革課長」を「市民窓口課長」に改める。

第12条第3号中「住基ネット」を「住基ネット等」に改める。

第15条中「5年前までさかのぼって」を「10年前まで遡って」に改める。

第17条第2項中「、本人確認情報」の次に「及び附票本人確認情報(以下「本人確認情報等」という。)」を加え、「当該本人確認情報」を「本人確認情報等」に、「及び」を「並びに」に、「本人確認情報管理責任者」

を「本人確認情報等管理責任者」に、「市長公室行政改革課長」を「市民窓口課長」に改める。

第18条の見出しを「(本人確認情報等管理責任者)」に改め、同条第1項中「本人確認情報管理責任者」を「本人確認情報等管理責任者」に、「、本人確認情報」を「、本人確認情報等」に、「当該本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条第2項中「本人確認情報管理責任者」を「本人確認情報等管理責任者」に、「、本人確認情報」を「、本人確認情報等」に改める。

第19条第2項中「住基ネット」を「住基ネット等」に改める。

第20条及び第21条中「住基ネット」を「住基ネット等」に、「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改める。

第22条中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改める。

第23条の見出し中「本人確認情報保護」を「本人確認情報等保護」に 改め、同条中「住基ネット」を「住基ネット等」に、「本人確認情報」を 「本人確認情報等」に改める。

第24条中「不正行為」を「不正アクセス」に改める。

附則

この訓令は、令和7年2月1日から施行する。